

自由主義の文脈においてパターナリズムが許容される根拠は何か

青 木 克 仁

On What Grounds is Paternalism Permissible within the Framework of Liberalism?

Katsuhito AOKI

要 旨

この論文において、ミルの『自由論』に表現されている「他者危害原則」を、自由を規制する原則として認めた場合、そこから自由主義の成立する前提条件を探る。特に、「輸血拒否」を巡る裁判の記録に依拠しながら、自由主義が成立するための前提条件を明らかにした上で、自由主義は、パターナリズム的に子どもを誘導し、自己の自由を容易に放棄し得ない「人格」へと導いていかねばならない、という隠された側面を持っているということを示す。「他者危害原則」にも読み取れる「理性的側面」を強化し、「非理性的側面」を抑えるということ、即ち、「積極的自由」へのコミットメントが存在しており、それこそが、自由主義におけるパターナリズムを動機づけている。そうである限り、自由主義もパターナリズム的なコミットメントがその存立条件の確保という点において欠かせない重要な要素なのである。

キーワード：自由主義、他者危害原則、パターナリズム、公共哲学、政治哲学

序 論

一見したところ、自由主義とパターナリズムは互いに相容れない主張のように思われる。なぜならば、パターナリズムは、個人の自由に干渉するための原則であると考えられるからだ。自由への干渉が、干渉される個人の利益のためになされるがゆえに、介入行為は許容され得る、と考えるのがパターナリズムである以上、「パターナリズム」の名においてなされる介入行為は、個人の自由へ干渉という形を取らざるを得ない。さらに、「干渉される個人の利益のためになされる」という、パターナリズムが持ち出す大義名分は、「パターナリズム」の名において干渉する側の恣意性が含まれてしまうのではないのか、という疑義をどうしても生じさせてしまう。それは、簡単に言えば、「私は、これがお前のためによいと考えたゆえに、介入した」という宣言に見られるような、介入の根拠とされる主観的判断に見受けられる恣意性なのである。これが権力の側の恣意性ということにでもなれば、私達はそこに権力の恣意的な適用可能性を予感し、少なくとも不安を感じることになる。

しかし、福沢諭吉が『学問のすすめ』の中で、「自由と我儘」を区別したように、自由主義社会においても、「自由」を脅かす「我儘」に当たるような事態は制限されることになるわけで、「自由」が野放図のまま拡張されることを許容しているわけではない。すると、考えられること

は、自由に課せられる制限の中に、自由主義の枠組みの中においても許容し得るような「パターナリズム的な要素」が指摘し得る可能性があるかどうかということだ。そこで、本論文において、私は、先ず、自由主義の主張する「自由」を制限する原則を検討し、どのような原則が「自由」を規制する根拠として、自由主義の枠組みの中でも許容し得るのかを検討した上で、「自由」を制限する原則の中から抽出し得るような「パターナリズム」があり得るかどうかを考察しようと思う。

§ 1. 自由を制限するための4つの原則

再帰的近代が成熟し、ポストモダンの社会に入ると、幸福とは何かということについての考えが十人十色になり、「幸福」を共通目標とし難い状況が生まれた。各人それぞれが自分の考える「幸福」を追求したいと考え、自ずとライフスタイルの多様化が起き、自分と異なるものに対する不信や不安が生まれるようになる。にもかかわらず、皆が、自分の考える「幸福」を追求したいと考える時、お互いの「幸福」の追求が他を脅かさないようにするための智慧が求められるようになるだろう。銘々が自分自身の「幸福追求」を最大限に行いながらも、他者の「幸福追求」と衝突しないようにするのならば、そこには必ず「自由の制限」という問題が生じる。歴史的に見て、自由を制限するための4つの原則が知られている。先ず、その4つの原則を列挙して、簡単な説明を加えておこう。

1. The harm principle (他者危害原則)：個人の自由は、それが他者に危害を及ぼす時に限って、正当に制限され得る。
2. The principle of legal paternalism (法的パターナリズム)：個人の自由は、それが社会的理想を脅かす時に、正当に制限され得る。
3. The principle of legal moralism (法的道徳主義)：個人の自由は、不道徳な行為を妨げるという意味で、正当に制限され得る。
4. The offence principle (他者不快原則)：個人の自由は、それが他者に不快感を齎す時、正当に制限され得る。

The harm principle (他者危害原則)は、ジョン・スチュアート・ミルが、On liberty (邦題：『自由論』)の中で、擁護している、自由を制限できる原則である。『自由論』の中で彼は、「文明社会のどの成員に対してにせよ、彼の意志に反して権力を行使しても正当とされるための唯一の目的は、他の成員に及ぶ害の防止にある (to prevent harm to others)」と述べている。言い換えれば、これは、他者に危害を加えたり、あるいは、公共的福祉を害したりするような場合は、そのような危害を与える行為は制限されていい、とする原則なのである。この原則は、「自由を制限する原則」として、広く行き渡っており、最も受け入れられている原則と言える。日本でも、福沢諭吉が、『学問のすすめ』の中で、「自由と我儘」の区別をしており、その違いとして「他人の妨げをなさない」という分別をわきまえているかどうか、という点を挙げている。「他人の妨げをなす」ような人は、「我儘」に振る舞っているのだ、というわけなのだ。つまり「他人に危害を加えない限りにおいて」という制限が守れない者は、「自由」に行為していることにはならないのである。このように、福沢諭吉もミルに倣って「他者危害の原則」を重視して「自

由」を定義付けていることが分かるだろう。

ちなみに、ミルは、The principle of legal paternalism（法的パターナリズム）とThe principle of legal moralism（法的道徳主義）は、個人が自由に自分自身の人生の在り方を決定する個人的自由に対して、何らかの理想的な在り方を押し付けることになってしまう、として、これら二つの原則を斥けようとする。また、The offence principle（他者不快原則）に関しては、同情的な見方をしている、と解釈できる。

The principle of legal paternalism（法的パターナリズム）は、名前の通り、子どもの幸福を願って、子ども自身にとって害になるような行動の自由を制限する慈悲深い父親のごとく、法は、市民自身にとって害になる行動を制限しようとする。ミルは、政府は、市民のプライベートな生活にまで干渉をすべきではない、としてThe principle of legal paternalism（法的パターナリズム）を斥ける。一方、プライベートな生活は、「愚行権」で護られていなければならない、として、最大限の自由の行使を享受できるようにしている。「愚行権」は、「the right to stupidity」という英語からも窺い知ることができるように、「他者の観点から、愚かで過ちだと見られる行為であっても、個人の領域に関する限り（＝他者に危害を与えない限り）、自己決定を妨害されない権利」のことをいう。これによって、個人の領域の自由を最大限に許容するのである。ミルは、「愚行権」を正当化する議論を展開しており、個人の領域では、ある個人が、他者の注意や警告を無視して犯すおそれのある誤りより、彼が幸福と見なすものに対する他者による妨害を許す実害の方が大きいのだ、としている。例えば、冬山登山を試み遭難した登山者の場合も、それは、「愚行権」に守られている行動とされる。こうした登山者の行動は、他者に危害を加えようとしているわけではない点に注意しなければならない。つまり、「他者迷惑原則」ではないことに注意を払う必要がある。しかし、権利の行使には義務が伴うので、遭難の発生を想定し、救援を要請されれば最大限救出を試みる義務が生じてしまうことになるのである。これも、自由を最大限許容する「自由主義社会」における義務として考えることができるだろう。「他者危害原則」は、こうして個人の領域における自由を最大限許容し、個人の「善」の追求を「他者に危害を加えない限りにおいて」容認し、ライフスタイルの多様性に寛容であろうとしているわけなのだ。

けれども、私達の現行の法システムの中に、全くThe principle of legal paternalism（法的パターナリズム）が存在しないというわけではない。例えば、バイクを運転する時にヘルメットの着用を義務付けるような法は、「愚行権」を徹底するのなら、まさに「大きなお世話だ」ということになるだろう。このような法律には、大きなお世話だろうが、その人の命を守ろうとするという形で、The principle of legal paternalism（法的パターナリズム）が反映している。そんなわけで、この日本の社会においては、The principle of legal paternalism（法的パターナリズム）を完全に排除しているわけではないのである。この辺は、今でも議論の余地のあるところだろう。干渉される人のためになるような干渉を為そうとする時、それがその人のためになる、という根拠が単なる主観的思い込み以上の何かであるためには、どのような条件が付加されるべきなのだろうか。これこそが、次のセクションで取り上げることになる重大な問題なのである。

The principle of legal moralism（法的道徳主義）には、法が、或る種の理想的道徳を法的に強いることになるという弊害がある。例えば、「ホモは許しがたい」といった、理想社会の像を、その社会で暮らす人達に、理想を実現するように強要する。例えば、「殺人はいけない」とか「誘拐はいけない」とか「詐欺はいけない」などといった「道徳」を擁護したいのならば、The

harm principle（他者危害原則）だけで十分そうした「道徳」を擁護できるだろう。わざわざ、The principle of legal moralism（法的道徳主義）を持ち出す必要はない。従って、わざわざThe principle of legal moralism（法的道徳主義）が持ち出される場合があるとしたら、所謂「被害者のいない犯罪」の場合ということになるだろう。それが、例えば、先ほど挙げた「同性愛の禁止」や「禁酒法」あるいは「ギャンブルの禁止」などの場合なのである。つまり、何らかの「公共的健全さ」の理想像を提供するような「道徳」なのだ。私達の法システムには、私達の社会的「理想像」を「道徳」に反映しようとしているような法が確かに存在している。例えば、「マリファナの禁止」などのように。すると、こうした慣習的、伝統的な社会を維持するような「理想像」を押し付ける「道徳」を「法」によって強要することが全く無いとは言い切れないということが見て取れるだろう。「同性愛の禁止」に見られるように、「公共的健全さ」を理想像として提供するような道徳は、「文化」という文脈の中に埋め込まれ、私達の無意識に働きかける。私達の社会には、歴史的に累積された知や慣習の総体である「文化」という文脈が存在している。文化は世界の解釈の仕方に影響するだろう。つまり、文化には、「何が可能か、不可能か」を定義する力があり、その文化圏に属する者達の「かくあるべし」という規範的世界観を形成しているのである。

けれども、文化的な規範は、普段は意識にさえ上らない。例えば、2009年、スーダンで、ズボンを着ていた女性達が、「わいせつ行為取締法」違反のため逮捕されるという事件があった。逮捕された女性達の中に国連の関係者がおり、彼女の訴えが国境を越えて広がり国際世論を動かすに至った。先進諸国の所謂「知識人」達は、この問題を見過ぎすわけにはいかないと考え抗議運動を開始した。しかし、1970年代のアメリカには、服装規定によって女性教師のズボン着用は禁止といった規則が存在していたことを忘れてはならない。実際に、その当時の女性の進出領域は慣習的に、秘書、看護婦、教師といった三領域に限られていたのである。1971年、米最高裁は、男女差別を最初に憲法違反と解釈する画期的な判決を下す。それ以前は、「ステレオタイプ」によって雇用を決めることは「契約の自由」の一部とさえされていたのである。文化が命じる「べし」は正当性を欠く場合があるのだが、そのことに気付くのに、何と長い年月が必要とされたことだろうか。

The principle of legal moralism（法的道徳主義）は、このような文化的な規範が無批判的に反映している場合があるのだ。他者に危害を及ぼすということが実際になくしても、公共の福祉の侵害があり得ると考える、この考え方は、例えば「良俗」といったような概念に訴える。「良俗」とは、まさに、「理想的な社会のイメージ」を表現している言葉なのだ。もし「良俗」を乱すとしたら、実害を誰にも危害を与えていない場合でも、「風紀を乱す」という理由で取り締まりが可能となるだろう。先ほど例として挙げた、スーダンの事例は、「風紀を乱した」という理由で、公的権力が個人の自由に介入した典型的な例なのである。「女性がズボンを書く」ということが「良俗」の問題として、意識されてしまうような文化が存在している。「誰にとつての『理想的社会』なのか」という問いに、恣意性を感じ取ってしまう場合は、そうした社会は、脱埋め込み化を被っていない根深い伝統が残存しているか、あるいは、独裁政治や寡頭政治による支配が実現しているということになるだろう。これに対して、「誰にとつての『理想的社会』なのか」という問いに、一見、恣意性を感じないような場合は、文化的な規範が背景に存在していると考えていい。つまり、その文化圏の成員が無意識の内に、規範として受容してしまっている場合は、その規範が恣意的であるかどうかについて再帰的に批判してみることもされないまま、

ただただ「自明」なものとして存続しているのだ。

The principle of legal moralism (法的道徳主義) に文化的規範が反映されているのならば、この原則が、唯一の原則として認められる場合は、「文化相対主義」が帰結し、他文化を批判する視座を失うことになる。「現代 (Modern)」を特徴付けるとされる「再帰性」が目指す到達地点は、「個人」という単位であり、そこから出発して考えられる「選択」という名前の自由の行使であり、選択の結果としての各個人にとっての「幸福」を実現してくれる善きライフスタイルの追求なのだ。勿論、この各個人の善の追求の前提条件を「正義」の名の下に確保するという文化・社会的な課題がある。このことが、「パターンリズム」に存在理由を与えることになるわけなのだが、これに関しては、後のセクションにおいて議論する。

The offence principle (他者不快原則) は、法は、正当にも、「不快な行動 (offensive behavior)」を規制するために、発動され得る、という原則だ。ここで「不快な行動 (offensive behavior)」とは、その行為が行われることを合意している当事者にとってではなく、その行為を、たまたま傍観することになる第三者にとって、「恥」や「当惑」や「不快感」の感情を喚起されてしまうがゆえに、「見るにたえないような行動」のことを指す。従って、The offence principle (他者不快原則) は、そのような行為に合意を与えていない人達を守るための「法律」を正当化する根拠として持ち出されるのである。ゆえに、そのような行為に合意を与えている当事者同士が行う行為に対しては、制限を加えようとするのではない。

最後に挙げたThe offence principle (他者不快原則) は、「自分にとって不快なものを見たり聞いたり読んだりしたくない」という人の権利を守る原則なので、積極的に自由を制限する原則ではないゆえ、社会全般から自由を規制してしまうような原則として取り上げられることはない。各個人によって異なる主観的な「不快感」を一般的な原理の座につけてしまう危険性を考えれば、当たり前のことだろう。

今まで、4つの原則を検討してきたが、自由主義社会においては、「他者危害原則」に従って、他者の行為に干渉し、制限が加えられるということが許容されている。だからと言って、全く「パターンリズム的要素」が無いというわけではない。干渉される人のために干渉を行う際に、その干渉が単なる主観的な思い込みではない (つまり、恣意的な理由によるのではない) といったような、何らかの正当化され得る理由によるとしたら、その理由とは如何なるものなのだろうか。次節において、一つの事例を追うことで、パターンリズム的干渉を正当化し得る根拠を、「他者危害原則」という枠組の中で、洗い出していくことにしよう。

§2. 輸血拒否という事例から浮かび上がる自由主義の構造

自由主義社会では、自由を最大限許容する「他者危害原則」の「愚行権」によって、成人で判断能力があれば、治療拒否が、認められている。例えば、輸血拒否の例が挙げられるが、輸血拒否が自分の命を危険にさらすことを十分承知の上、あえて拒否する自由を行使することができる。この際、成人で判断能力を有する人の愚行権の行使の方を医師の患者を助ける義務より重きをなすものとして捉え、最大限の自由の行使を許容する。権利の行使には、義務の執行が伴うのだが、この場合、義務の執行は、「医師の患者を助ける義務」を差し控えることとなり、医者という役割が命じる職業倫理、あるいは、マッキンタイヤー流に言えば「徳 (アレテー)」の命じる医者としての義務と衝突することになるとしても、患者の「愚行権」に守られた自己決定の権

利を重視する。成人で判断能力を備えている者の自己決定権を最大限に尊重するのが、自由主義社会である、ということをつからせてくれる、自由主義社会における典型的な判断事例であるといえるだろう。

こうして、輸血拒否に関する判例を追ってみると、自由主義社会の前提条件とは何かが見えるようになり、しかもその前提条件の保持のためには、パターナリズムが許されるということを教えてくれるケースが出てくる。それは、1965年の『ジョージタウン大学病院事件』として知られている判例だ。この時の判決は、「輸血を放棄して死亡することは、生後七か月の子どもの教育義務を放棄することであり、許されない」（塚本泰司, p.74）というものだった。この判決で注目すべきは、親の子どもに対する教育義務を重視している点である。この場合、愚行権を盾に成人が行う自己決定より、重視されるべきものがあるということを見せてくれている。親の子どもに対する保護義務が重視されているということを確認できるのでだ。

「教育」を謳うところ、必ず、パターナリズム的なものが現れるゆえ、自由主義における教育観を見ておくことによって、自由主義が前提とする価値観をあぶり出していくことができるだろう。それでは、自由主義社会において、子どもとは、どのような身分なのだろうか。子どもは、判断能力を形成するまで、両親の導きと後見を受ける対象として扱われる。そのために、子どもは義務教育を受けることになる。ここでは、子どもは判断能力を形成する可能性のある人格として取り扱われているということなのである。従って、親が子どもを後見するということは、子どもの人格形成を助けるということを意味し、子どもが自己決定の自由を行使する以前に、その可能性を摘み取ってしまうような行為に対して、自由主義のルール内で、「ノー」と判断できるといことになる。このように、親の自己決定権による輸血拒否よりも、保護者としての「親権」が重きを成すわけなのだ。子どもの「人格」を形成する助けとして、親は「親権」によって子どもを後見しなければならない。「人格」である要件は、「自覚（分かった上で自己決定）」と「判断力」ということである。「成人であり判断力を備えた者」にすること、なること、即ち「人格形成」の重要性が、先ず謳われねばならない理由は、それが自由主義社会の基盤作りに相当するからなのだ。「自己決定する権利」を備えた者であると言い得るためには、「人格形成」が成されねばならない。自由主義社会が社会として成立するためには、そもそも自由主義社会の構成員がいなければならない。それは、「判断力を備えた成人」なのである。そうした人達が存在していることを前提にして初めて「自由主義」による社会が回るからなのだ。すると、自由主義社会の構成員が、一つの「人格」として扱われるために、教育を通して「判断能力」を洞爺していく、ということは、自由主義の存立条件として、重視されるべきことである、ということが分かってくる。

最後に、「人格形成」の意味を他の角度から捉えてみることにしよう。「他者危害原則」は、生活領域を「私的領域」と「公的領域」に分け、価値観が異なる人達が共生できるようにするわけで、これこそ、個人の自由と権利を守ろうとする近代立憲主義が目指すところでもあるのだ。立憲制は、憲法や人権によって、各人が生きる意味を決定する場面に公的権力が入り込むことに対してハードルを設ける。この時、「私的領域」こそは、各人が自分の生きる意味の追求を最大限の自由を以て行い得る領域なのだ。他方、「公的領域」は、そこでは各人の生きる意味の追求を差し控え、共生し得る一つの「社会」の構築に充てる場なのである。つまり、自分の人生にとって善いことの追求は、「私的領域」において、「愚行権」の名の下に、最大限許容しているけれども、「公的領域」においては、「自分だけの善の追求」を決して持ち込まずに、社会にとって善き

ことを決定していかなければならないのだ。

こうした公私の区別を、人は義務教育を通して学習しなければならないだろう。「モンスター・ペアレント」をはじめとする、最近の極端な「クレーマー」現象や天降り先の確保に忙しい官僚の有様は、人々が「公私」の区別を弁えることができなくなっていることを如実に示しており、「公私」の区別を弁えるということは、逆に言えば、人間の「幼児的全能感」による利己的な性質に逆らってまで学習していかなければならない、困難な道でもあるということが言えるのだ。

仮令、それが困難な道であろうとも、「人格」を備えているとされる人間は、公私の区別、即ち、生活領域の「私的領域」と「公的領域」の区別を弁えており、それぞれの領域においてすべき言動やすべきでない言動を判断し得る「判断能力」を身につけていると自他ともに認められる存在でなければならないだろう。こうした「人格」は、教育を通して形成されることが期待されており、「公的領域」の存続のために、「教育」は単に「権利」ではなく、まさに、「義務」であるともされているのだ。

§3. 自由主義の存立条件に関わるパターンリズムについて

前節で輸血拒否事件を通して見たように、自由主義社会において「保護者の親権」が重視されていることが分かった。「保護者の親権」とは、「成年に達していない子どもの監護及び教育を行う権利であり、義務でもある」とされている。教育が義務でもあるし権利でもあるという位置づけを与えられるのも、自由主義社会で生活する以上、親も子どもを判断能力を備えた「自由人」にしたいと望むし、自由主義は「自由人」がメンバーであることを前提に成立するわけだから、自由主義社会の基盤を崩壊させないという意味合いで、義務でもあるからなのだ。実は、「Paternalism（父親的温情主義）」が許容される余地があるとしたら、まさに、自由主義社会の基盤となる「自由人」即ち、「成人で判断能力を備えた人格」が存在しなければ、「各人による各人のための善の追求」を良しとして最大限許容する「自由主義」を存立させ得る前提条件そのものが崩壊してしまうことになるのだ。このようにして、「自由主義」社会においても、各個人の追求したい善を「自由」の名の下に選択することを主張することで生じる権利だけではなく、「成人であり、判断能力を備えた」自由主義のメンバーを教育し、育てる「義務」の側面を強調し得る。そして、「パターンリズム」が「自由主義」の枠組みの中で存在理由を持つとしたら、まさに、この「義務」の側面に関わっているのである。

「自由主義」の前提条件を守るために、「義務」としての教育を通して一定の価値観を埋め込む必要がある。そうであるとしたら、「自由主義」こそが目指すべき社会であるという前提にコミットすることを表明するコミュニティが存在しなければならない、ということになるだろう。前節において、「選択」という名前の自由の行使が自由主義社会では各個人に許されており、選択の結果として、各個人にとっての善きライフスタイルの追求が重視されているということ述べた。この時、この各個人の善の追求の前提条件を「正義」の名の下に確保するという文化・社会的な課題があるということに触れた。自由主義社会が社会として存立していくためには、自由選択のための前提条件が、文化・社会的に守られていく必要がある。ただ、従来の文化主義のように、文化を私達の無意識に訴える原理として措定するのではなく、文化的な前提をまさに前提として意識化するだけではなく、その文化の構成員の合意事項として、その存立のために進んでコミットしていくことができなければならない。従って、晩年のロールズが認めたように、自由

主義的な社会は、その前提条件に意識的にコミットし得る文化的・社会的構成員によるコミュニティがなければ守っていくことができないわけなのだ。即ち、社会的構成員が、合意の下に意識的にコミットし得る「理想的社会像」の共有ということを前提にした一つのコミュニティが存在することになるのである。

前節において、輸血事件を通して、自由主義社会の法理を知り、そこに「他者危害原則」が如何に関与しているのかを確認した。そこで、最後にもう一つ、輸血拒否事件関連で有名な判決例を見ておこうと思う。そこから、重要な自由主義の存立条件を確認したいからだ。

アメリカで、1952年に「モリソン事件」という通称で知られている事件が起きた。事件のあらまはこうだ。生後12日の赤ちゃんが、赤血球を製造する機能が落ちてしまう病気に罹り、輸血以外に救命方法がないという医師の判断に対して、両親が宗教上の理由で輸血に反対した。病院側は、裁判所の少年部に判断を委ね、裁判所の後見によって赤ちゃんの輸血が行われた。これに対し、父親が上訴したが、「宗教を自由に行使する権利は、社会や子どもを危険や死にさらす自由を含まない。両親は自分達が殉教者たろうとする自由はあるだろうが、だからと言って、自ら選択しうる年齢に達していない子どもを殉教者たらしめることが自由ということにはならない」(塚本泰司, p.75)として病院側の措置を支持したのである。

私達は、民族、階級、宗教、人種、ジェンダー、さらには、それに関係する文化的な規定によって縛られているわけで、そうしたものから完全に自由であるような人間を想像してみることはできない。私達は、生を受けたその瞬間からこうした諸々の事どもによって媒介され、自分のアイデンティティを形成していかねばならないのである。にもかかわらず、自由主義社会においては、この「モリソン事件判決」に窺い知ることができるように、判断能力を養うにつれて、こうした媒介物によって、媒介されたままに留まりたいのかどうかを自ら判断し得るようになっていくということが前提されている。子ども達は、教育によって判断力に磨きをかけ、自ら選択し得る年齢に達した暁には、己の存在に課せられた、諸々の媒介物による規定を再帰的に吟味し、そうした媒介物の殉教者にならずともよい自由を自らに与え得る、ということが、自由主義の存立条件としてあるのだということを、「モリソン事件判決」によって垣間見ることができる。

さらに付け加えれば、パターンリズムは、「善意によって、或る人のためを思う」行為である以上、規範となるべき「本来性」を想定しないわけにはいかない。この「本来性」こそが、「自由主義」の前提条件に含まれる「自由人」のイメージなのだ。「自由人」は、己の自由の希求につきまとう二側面について、十分理解し、それに基づいて判断し得るのでなければならないだろう。なぜならば、「他者危害原則」に基づく自己決定論の根幹には、「理性的側面」と「非理性的側面」があるからなのだ。「理性的側面」とは、自分のことは自分が一番よく知っているから、自分の決定が最善である、とする考え方である。他方、「愚行権」という権利から窺い知ることができるように、「非理性的側面」とは、仮令、愚かなことだろうが、当人が理解している以上、その自由を遂行するイニシアティヴを当人に許容する、という考えなのだ。「目的」として追求される「善」は、個人の性格や嗜好によって変わってくるわけで、ヒュームが、目的を設定するのは「欲望」であることを看破したように、目的追求を個々人に認めるのならば、そこに「非理性的側面」が入り込むのは十分に予想し得るわけなのだ。個人の性格や嗜好から成る「個性」に関して、ミルも、他者に危害を加えない限り、個性が発揮されるのが望ましいとして、多様な性格の人達に自由に行動する余地を与えることが有益だと述べている。ミルは、「本人の性格ではなく、他人の伝統や慣習が行動の基準になっている場合、人間の幸福をもたらす主要な要素のひ

とつ、個人と社会の進歩をもたらす要素の中で飛び抜けて重要なものが欠けている」(p.128)と述べる程、「性格」という個性の指標を重視している。個性の自由な発展こそが、一人ひとりの人間の幸福に寄与している要素なのであり、そこには人間の「非理性的側面」が必ずついて回る。だとしたら、私達が、「義務」としての教育を受け、「判断力」を備えた「自由人」にならねばならないという条件は、この「非理性的側面」の行使を個人に委ねるための条件なのであると考えることもできるのである。自分のことが一番よく分かっていると人は、己のこうした「非理性的側面」をも十分理解し、そうした上で、「他者に危害を与えない」限りにおいて、己の自由の最大化を目指さねばならないというわけなのである。己の「幸福」に導くとされる「善」の追求は、己の「非理性的側面」を分かった上でなされるわけで、これは自分自身に対して「非理性的側面」を含む全人的、包括的理解を含むことになる。己の全人的、包括的な理解は、「判断能力」が洞爺されるとされる成人であることの条件であり、また、他者に対する「寛容」の条件でもある。各人が善の追求の際に、嗜好の自由という点で己の「非理性的側面」を「愚行権」の名の下、追求することになったとしても、それが、仮令他者の眼からは、愚かで、不合理で、誤った行為のように思われようとも、他者に危害を与えない限り、許容されるべきであるという「寛容」を人が示し得るのは、自分自身も同じ人間として、「非理性的側面」を持ち合わせていることを理解しているからに他ならないからだ。そして、マイケル・ウォルツァーも指摘しているように、「寛容は差異を可能にし、差異は寛容を必要不可欠なものにする」(p.10)のである。自由主義の「他者危害原則」は、そうした差異を可能にする必要最低限の前提条件を提示しており、寛容は、多種多様な善の追求の結果としての生まれる「差異」が迫害されることなく共生する条件でもあるのだ。

しかし、そうした「差異」を多種多様な自由を追求することを可能にする「愚行権」の名の下、最大限拡大していこうとする中で、危惧されることが出てくる。それは、「自由」の名において、「自由を放棄する」という自己決定を行うことだ。アルフレッド・ジャリの小説の中で「俺は自由人だから自由に奴隷になる」という論法が紹介されているが、「自由の名において自由を放棄する」というアポリアが存在している。「愚行権」の名の下、人は「己の自由を放棄する自由」を主張することが、「他者危害原則」の非理性的側面から十分に想像可能だ。すると、ここでも、やはり「人格形成」という義務教育の段階において「理性的側面」を洞爺し、面白半分「自由放棄」への自己決定をし得ないような「人格」を仕込んでおかねば、自由主義のメンバー不在という逆説が生じてしまうことになるだろう。すると、自由主義は、パターナリズム的に子どもを誘導し、自己の自由を容易に放棄し得ない「人格」へと導いていかねばならない、という隠された側面を持っているということが見えてくる。ここで気付かねばならないことは、「理性的側面」を強化し、「非理性的側面」を抑えるということ、即ち、「積極的自由」へのコミットメントが存在しており、それこそが、自由主義におけるパターナリズムを動機づけているということなのだ。そうである限り、自由主義もパターナリズム的なコミットメントがその存立条件の確保という点において欠かせない重要な要素なのだ、と結論付けることができるだろう。

結 論

ロールズは、「自由の優先性」、即ち、自由は自由によってのみ制限されるべきであるという考え方を示していた時期があった。しかし、H.L.A.ハートがこの考え方に対して、彼の『法学・哲

学論集』の中で、自由相互が衝突している時、「自由の優先性」という前提からは、問題解決に導かれることはないのだ、と反論したのだった。「自由の優先性」とは異なる別の価値、つまり、何が社会にとって利益となるのか、といった観点が導入されなければ、自由相互の衝突を調停し得るはずがないと考えたのである。

自由主義の根幹をなす「他者危害原則」は、多種多様な「善」の追求による幸福観が存在することを肯定し、しかもそうした多様なあり方が共生し得る仕組みなのである。各人が己の幸福の実現を信じ、各様の善を追求することそのものを肯定することをよしとした時、自由に最低限の制約が加えられるとしたら、どのようなものになるのかを「他者危害原則」は教えてくれる。「他者危害原則」というゲーム盤の上でこそ、各人が、最大限に自分自身が各様の善き生、即ち、幸福を追求することが可能になるとしているのだ。この論文において、私達は、ジョン・スチュアート・ミルの『自由論』に表現されている「他者危害原則」を、自由を規制する原則として認めた場合、そこから自由主義の成立する前提条件を探った。特に、「輸血拒否」を巡る裁判の記録に依拠しながら、自由主義が成立するための前提条件を見出した。

自由主義が成立するためには、当たり前ながら、その構成員がいなければならない。自由主義社会の構成員は、「成人であり判断力を備えた者」でなければならない。そうでなければ、自己の実現しようとしている善を追求する自由が、「他者に対して害をなすかどうか」を判断し得ないからだ。すると、「判断能力」を洞爺していく義務が自由主義社会の構成員に課せられることになる。それは、「自由に己の欲する善を追求する権利」を得る切符に当たるものだから、義務であると同時に権利ということになるのだが、それを権利であり義務であるということに同意するコミュニティがなければ、自由主義の構成員（「自由人」という言い方で表現した）というものが存在しなくなってしまう。するとハートが看取したように、自由主義の社会にも「自由」以外の別の価値、例えば、「判断能力」の育成にコミットすることに価値を置くような考え方が前提されており、自由主義社会の存立条件そのものを支える価値観を教育によって、子ども達に、彼等／彼女等が成人する日まで、パターンリスティックに教えていかねばならないということになる。そうした価値観にコミットし得るコミュニティを要請しなければ、「自由主義」は成り立たないのであるのならば、自由主義は、その存立条件を維持していくためにも、コミュニタリアン的な要素を認めねばならないだろう。

また、前節の最終段落において確認したように、民族、階級、宗教、人種、ジェンダー、さらには、それに関係する文化的な規定による束縛が、未だ判断力を備えていない子ども達を待ち受けているわけなのだ。そうした束縛から完全に自由であることは不可能ゆえ、私達は、生を受けたその瞬間からこうした諸々の事どもによって媒介され、自分のアイデンティティを形成していかねばならない。しかし、重要なことは、こうした媒介物に対して、殉教者とならないように、パターンリズム的な保護が与えられるということなのである。子ども達は、判断能力を形成していくにつれて、こうした媒介物を再帰的に吟味し、その影響力の下に留まりたいのか、そこから抜け出したいのかを自ら自己決定し、自分の目指すライフスタイルを追求していくことができるようになっていく。自由主義社会においては、親のライフスタイルを言われるままに踏襲したり、伝統とされるものに無批判的に盲従したりすることを強いられることがないように、「判断能力」を洞爺することが奨励されるのだ。そのためには、最大限の自由を許容する原則である「他者危害原則」の中に既に含意されている「理性的側面」と「非理性的側面」の双方を己の人間性の不可欠な構成要素として十分理解した成人となった上で、自己決定することが要求されるのである。

引用・参考文献

- ウォルツァー, マイケル, 『寛容について』, 大川正彦訳, みすず書房, 2003.
塚本泰司, 『判例からさぐる医療トラブル』, 講談社, 1994.
ハート, H.L.A., 『法学・哲学論集』, 矢崎光圀他共訳, みすず書房, 1990.
ヒューム, 『人生論』, 土岐邦夫他訳, 中央公論社, 2010.
福沢諭吉, 『学問のすすめ』, 岩波文庫, 1978.
ミル, ジョン, スチュアート, 『自由論』, 光文社古典新訳文庫, 2012.
ロールズ, ジョン, 『公正としての正義 再説』, 田中成明訳, 岩波書店, 2004.

Mill, John Stuart, "On Liberty" in

注：上述した文献から引用している場合は、本文括弧内にページ番号を記している。

[2016. 9. 29 受理]

コントリビュータ：山内 廣隆 教授（心理学科）

